

医師が記入した意見書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日まで	解熱した後3日を経過してから
風疹(三日はしか)	発疹出現の数日前から後5日くらい	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現2日前から痂皮形成まで	全ての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症2日前から耳下腺腫脹後5日	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・充血など症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎(はやりめ)	充血・眼脂など症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること (抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う)
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 など)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	発症24時間前から後3日間が最も多く、通常7日以内に減る	発熱後5日間及び解熱後2日を経過してから (乳幼児にあたっては、3日を経過してから)
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1～2日間	抗菌薬内服後24時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事が取れること
伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルスなど)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1カ月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事が取れること
RSウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹(ヘルペス)	水泡を形成している間	水痘と同様
突発性発疹		解熱し、きげんが良く、全身状態が良いこと

場合によっては医師の診断や治療が必要な感染症(登園届は必要としない)

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
伝染性膿痂疹(とびひ)	湿潤な発疹がある場合	皮疹が乾燥しているか、湿潤部分が覆える程度のものであること(皮疹、痂皮が湿潤している間は接触による感染が認められる)
伝染性軟属腫(水いぼ)		掻きこわし傷から、滲出液が出ている時は被覆すること

医師の意見書について

アリス幼稚園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について医師による意見書のご提出をお願いいたします。

※医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発疹出現の数日前から後 5 日くらい	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現 2 日前から痂皮形成まで	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症 2 日前から耳下腺腫脹後 5 日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ、腫脹が消失し、全身状態が良好になるまで
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・充血など症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消え、全身状態が良好である事(抗菌薬を一定期間服用し、医師の指示に従う)
腸管出血性大腸菌感染症(0157,026,0111 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

..... ✂きりとり

〈医師用〉感染力がある期間に配慮し、集団での生活が可能な状態になってからの登園であるようご配慮ください。

意 見 書

学校法人愛海学園
幼保連携認定こども園
アリス幼稚園 ・ 園長殿

園児氏名 _____

病名[_____]

月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
登園可能と判断いたします。

平成 年 月 日

医療機関 _____

医師名 _____ 印またはサイン

※ 登園届が必要となり、状態により出席停止措置となる疾患 ※
医師の診断を受け、保護者が園に報告していただく感染症
(登園のめやすは、子どもの全身状態が良好である事が基準となります)